

閱覽図書

業務名：令和8年度 国有林林道等交通安全管理業務（石川外林道施設点検）

開札日：令和8年6月25日

図書内訳

1. 入札説明書、入札者注意書
2. 業務契約書(案)
3. 国有林林道等交通安全管理業務（林道施設点検）仕様書
4. 国有林林道等交通安全管理業務（林道施設点検）特記仕様書
5. 令和8年度国有林林道等交通安全管理業務（石川外林道施設点検）内訳書
6. 林道施設点検対象路線
7. 林道施設点検箇所位置図
8. 各種様式
9. 国有林林道等交通安全管理業務（林道施設点検）の概要について

近畿中国森林管理局 森林整備課

入札説明書

この入札説明書は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令 52 号）、その他の法令に定めるもののほか、当発注機関の契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札及び開札

(1) 入札参加者は、入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者は、当発注機関が定めた入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。ただし、入札公告等に当発注機関において認められていることが記載されているとき又は特例政令第 2 条に定める調達契約を行うときは、郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。

また、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成するものとする。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。

また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札参加者は入札書を作成し、入札公告等に示した日時に入札しなければならない。

(5) 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には入札参加者の住所、氏名及び名称又は商号を記入のうえ、代理人氏名を記名しておかなければならない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

(7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければ

ならない。

- (8) 入札書の入札金額の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (12) 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (13) 契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、入札参加者が連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (14) 入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のおり。
- (17) 開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行うものとする。
- (18) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合においては引続き、または入札執行者が定める日時において入札をする。再度の入札には無効の入札をした者は参加することができない。
- (21) 入札執行回数は原則 2 回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも 3 回を限度とする。
- (22) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし電子調達システムによる入札参加者が入札を辞退す

るときは、入札辞退届を同システムにおいて提出する。

ア 入札執行前には、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

(3) 指名を受けた者で、入札を辞退したときは、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
- (4) 入札参加者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札参加者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合

評価点が最高であった者)を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札を保留し、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査(事情聴取)に協力すべきものとする。

- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

5 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から遅滞なく(契約担当官等が定める期日までとする(定めのない場合は、7日を目安とする)。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。)契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上契約担当官等へ送付し、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 契約担当官等は、落札者が(1)に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- (4) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方(落札者)に送付するものとする。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

- (6) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

6 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該落札者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うものとする。
- (4) 入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

様式1

競争参加資格確認書

令和〇〇年〇月〇〇日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

(住所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

令和〇〇年〇月〇〇日付けで公告のありました、令和8年度国有林林道等交通安全管理業務(石川外林道施設点検)に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて提出します。

なお、入札公告の記の2(1)、(2)、(5)の条件を満たすこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 公示年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
2. 件 名 令和8年度国有林林道等交通安全管理業務(石川外林道施設点検)
3. 資格審査事項
 - (1) 競争参加資格の格付けに関する書面
別紙(資格審査結果通知書)写しのとおり
 - (2) 林道安全管理に精通している人員として①から⑤までのいずれかの要件を満たす者を有している者。
 - ① 技術士又は技術士補(森林土木又は道路)
 - ② 林業技士(森林土木部門)
 - ③ 土木施工管理技士(1級又は2級)
 - ④ 市町村道又は林道の施設等点検の経験者
 - ⑤ RCCM(森林土木又は道路)

様式2のとおり

様式2

林道安全管理に精通している人員として①から⑤までのいずれかの要件を満たす者を有している者。

- ① 技術士又は技術士補(森林土木又は道路)
- ② 林業技士(森林土木部門)
- ③ 土木施工管理技士(1級又は2級)
- ④ 市町村道又は林道の施設等点検の経験者
- ⑤ RCCM(森林土木又は道路)

担当 予 定 者	氏 名		生年月日	
	所属・役職			
	林道安全管理に関する経験(年数)			
	上記業務に関する履歴又は有する資格			

担 当 予 定 者	氏 名		生年月日	
	所属・役職			
	林道安全管理に関する経験(年数)			
	上記業務に関する履歴又は有する資格			

※ 要件(資格)が確認できる書類等の写しを添付する。

初・再回	順 位
	落 ・ 不落

入 札 書

入札物件：第 _____ 号

業務名：令和8年度国有林林道等交通安全管理業務（石川外林道施設点検）

入札金額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札金額の数字の頭に¥を冠すること。

上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること、及び入札公告、入札説明書、入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ入札します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

入札者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

◎ 応札の前にもう一度確かめましょう。

- (1) 氏名は洩れていませんか。
- (2) 入札金額は入札しようとする物件のものですか。
- (3) 金額に桁違い等の誤りはありませんか。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

(委任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記業務に関する一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代理人

(件名) 令和8年度国有林林道等交通安全管理業務 (石川外林道施設点検)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

(委任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、近畿中国森林管理局における契約について、下記は一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

(委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 物品納入、代金請求並びに領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

(委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

業務契約書(案)

支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 上口 直紀（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、
は、令和8年度国有林林道等交通安全管理業務（石川外林道施設点検）（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（実施する業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙と契約し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

（1）業務名

令和8年度国有林林道等交通安全管理業務（石川外林道施設点検）

（2）業務の内容等

国有林林道等交通安全管理業務（林道施設点検）仕様書（以下「仕様書」という）及び令和8年度国有林林道等交通安全管理業務（石川外林道施設点検）内訳書（以下「内訳書」という）のとおり。

（3）履行期限

契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで

（業務の遂行）

第2条 乙は、契約をした業務を仕様書及び内訳書に記載された内容に従って実施しなければならない。当該内容を変更したときも同様とする。

（契約金額）

第3条 甲は、業務に要する費用として、金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を支払うものとする。

（秘密の保持）

第4条 乙は、業務履行にあたって知り得た発注者の業務上の秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（業務の調査）

第5条 甲は、必要に応じ、乙に対し、事業の実施状況、経費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

（帳簿等）

第6条 乙は、前項の帳簿及びその支出の内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(契約保証金)

第7条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(前金払)

第8条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の3以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第14条の規定による支払いをしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、乙は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。

6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を延滞利息として乙に支払うものとする。ただし、延滞利息の額が100円未満であるときは支払わず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(保証契約の変更)

第9条 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

- 3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第10条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(再委託の制限)

第11条 乙は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。
- 4 再委託する業務が業務を行ううえで発生する事務的業務であって、再委託する金額が第3条に規定する金額の限度額50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前各項の規定は適用しない。

(完了報告)

第12条 乙は、業務が終了したとき（事業を中止し、又は廃止した時を含む）は、業務の成果を記載した報告書及び関係付属書類（以下「報告書等」という。）を甲に提出するものとする。

(検査)

第13条 甲は、前条に規定する報告書等の提出を受けた日から10日以内に、甲又は甲の命じた職員が当該業務の内容に適合するものであるかどうかを関係書類又は実地により検査を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めるときは、乙に対して通知するものとする。

(契約金額の支払)

第14条 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）にその支払を行うものとする。

- 2 甲は、乙の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、部分払をすることができるものとする。
- 3 乙は、前項の部分払を請求するときは、部分払請求書を甲に提出するものとする。

- 4 甲は、甲の責に帰すべき理由により約定期間内に代金を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払する日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払いを要しないものとする。

(天災その他不可抗力による業務の中止)

第15条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、業務中止(廃止)申請書を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(検査不合格の場合の措置)

第16条 乙は、第13条の検査の結果、不合格のものがあつたときは、甲の指定する期日までに是正し再度検査を受けるものとする。

- 2 前項の場合における検査については、第13条の規定を準用する。

- 3 第1項の場合における業務が当初の履行期限をこえてなされたときは、甲は、第18条に規定する違約金を徴収する。ただし、甲が前項の検査を終了した日が同条に規定する検査期限をこえているときは、そのこえた日数は、違約金算定の日数に算入しない。

(検査の遅延)

第17条 甲は、自己の責に帰する事由により第13条第1項(第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの日数(以下「検査遅延日数」という。)を約定期間の日数から差し引くものとする。

- 2 検査遅延日数が約定期間の日数をこえるときは、約定期間は満了したものと見なし、甲はそのこえる日数に応じ、第14条第4項に規定する遅延利息を乙に支払うものとする。

(履行遅滞における違約金)

第18条 乙は、自己の責に帰する事由により履行期限までに完了しないときは、履行期限の翌日から起算して甲が検査を行った日までの日数に応じ、契約金額の年利3%に相当する金額を違約金として甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。

- 2 甲は、乙が履行期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

(仕様書の変更)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、変更内容を乙に通知して、仕様書を変

更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務内容の変更)

第21条 乙は、仕様書及び内訳書に記載された業務の内容を変更する必要があるときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、甲乙協議の上、業務内容の変更を行うものとする。

(契約不適合責任)

第22条 契約の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）がある場合は、甲は自らの選択により、乙に対しその修補、代替品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものではないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

4 甲は、契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。

5 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(発注者の催告による解除権)

第23条 甲は下記各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 第13条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第22条第1項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第26条 甲は、第22条又は第23条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第27条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の損害賠償に代えて、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- (1) 第23条又は第24条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(受注者の催告による解除権)

第28条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第29条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により仕様書が変更されたため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の1

0分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第30条 第28条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第31条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第27条又は第28条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(延滞金)

第32条 乙は、この契約により甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に甲に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して年利3%の割合で計算した額を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。ただし、延滞金の額が100円未満であるときはこの限りでない。

(債権債務の相殺)

第33条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第34条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条

又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第35条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争の解決)

第36条 この契約の条項の解釈について疑義紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(契約外の事項)

第37条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲、乙協議して決定する。

(特約事項)

第38条 この契約に係る特約条項については、別紙のとおりとする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者(甲) (住所) 大阪市北区天満橋1丁目8番75号

支出負担行為担当官

(氏名) 近畿中国森林管理局長 上口 直紀 印

受注者(乙) (住所)

(氏名) 印

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再委託人等（再請負人（再委託が数次にわたるときは、全ての再委託人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再委託人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再委託人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託人等との契約を解除し、又は再委託人等に対し当該解除対象者（再委託人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再委託人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託人

等との契約を解除せず、若しくは再委託人等に対し当該解除対象（再委託人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再委託人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

国有林林道等交通安全管理業務（林道施設点検）仕様書

1. 一般事項

本業務は、林道を構成する路体(橋梁・擁壁等の構造物を含む)、排水施設、法面、標識類等について総合的に点検を行うことを基本とする。

点検は目視以外に、構造物等の異常、破損等状況の有無を把握するために、必要に応じて点検ハンマー、ノギス、スラントルール、リボンロッド、ポール等の点検器具を使用するなどし、点検結果をより具体的に取りまとめられるよう点検すると共に、点検した内容を林道等調査点検表(様式7)に取りまとめ、点検結果の分析及び対応策、技術的提案の検討結果報告を行う。

また、記録写真にはテープ表示、詳細部は、写真を拡大するなどし、わかりやすくすること。

なお、点検する路線は、別紙「林道施設点検対象路線」による。

本業務は、「令和8年度国有林林道等交通安全管理業務（石川外林道施設点検）内訳書」（以下「内訳書」という。）、本仕様書及び特記仕様書に基づき実施するものとし、内訳書、本仕様書及び特記仕様書に該当する事項について森林管理局及び該当森林管理署等（以下「森林管理署等」という。）と各々十分打ち合わせを行うものとする。

2. 点検調査内容等

(1) 路面・路体の状況

降雨、融雪及び浸透水等により、陥没、流失、崩壊や風倒木等の発生している箇所がないか、また、そうした発生する恐れがないかについて調査する。

(2) 法面の浮石、崩壊等の状況

降雨、融雪及び浸透水等により、崩壊等が発生している箇所がないか、また、発生する恐れがないか調査する。

(3) 橋梁のコンクリートや鋼材の劣化状況

橋台等にクラック、劣化、破損等の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか調査する。

(4) 擁壁の安定状況等及び法面保護工(落石防止網等)機能の発現等の状況

亀裂、劣化、転倒、網の損傷等の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか調査する。

(5) 溝渠・暗渠の管及び呑口、吐口の状況

流下した土砂、立木、枝条等により閉塞及び損傷の発生箇所はないか、また、発生する恐れがないか調査する。

(6) 安全施設、安全標識の設置等の状況

視界不良の原因となる草木類、カーブミラーの損傷や傾きなどの箇所はないか、また、発生する恐れがないか調査する。合わせて、視界確保及び安全走行上必要な施設を調査する。

3. 調査報告書等

調査が終了したときは、業務契約第12条に基づき、各種調査表及び写真帳を整理のうえ、業務完了報告書(様式3)に添付のうえ、森林管理局1部及び該当森林管理署等各1部を併せて提出すること。

なお、森林管理局へ提出する調査報告書には、写真帳をCD-RまたはCD-RWに保管し添

付すること。

- (1) 業務実施結果報告書（様式2）
- (2) 林道等調査点検表（様式7）
- (3) 橋梁点検調査表（様式8）
- (4) 溝きょ類点検調査表（様式9）
- (5) 林道施設点検業務日誌（様式10）

4. その他

点検対象路線は別紙「林道施設点検対象路線」のとおりであるが、自然災害等不測の事態が発生した場合にあっては、森林管理局又は森林管理署等が別途指示を行い、対象路線を振り替える場合がある。

国有林林道等交通安全管理業務（林道施設点検）特記仕様書

1. 目的

本業務は、国有林林道等について、交通安全確保の視点に立ち既往の林道施設の状況、交通安全施設の整備状況等に関する調査・点検を行い、林道施設の現状内容等についてとりまとめ、林道交通安全対策に万全を期することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 林道交通安全確保のための施設の調査・点検に関すること

① 対象路線・実施路線

調査・点検の実施路線については別紙「林道施設点検対象路線」のとおりとする。

また、実施前においては、該当森林管理署(森林管理事務所)にて打合せ等を行う。

その際には、林道台帳等の内容を熟知し現地調査を行うこと。

② 点検調査 様式7～9の調査表による。

ア 路体、路側、法面、排水施設、橋梁及びトンネル等の異常箇所の調査点検

イ 安全施設及び安全標識等の整備状況の把握

③ 調査報告 様式7～9までの調査表による。

ア 調査結果のとりまとめ及び林道交通安全の観点から、林道施設の維持管理及び安全施設の整備等、当面必要な対策及び中長期的な対応について提案を行う。

イ 上記アのうち、橋梁、トンネル、その他重要な施設について施設の現況及び対策の内容をとりまとめ提案を行う。

(2) 報告書の作成

上記(1)②の実施状況の報告及び当面必要な対策及び中長期的な対応策についてとりまとめ報告書を作成する。

旅費交通費等特記仕様書

○旅費交通費等の扱い

1. 本業務は、当初設計において旅費交通費及び技術者の基準日額は計上していない。
2. 旅費交通費等は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成28年3月31日付け27林整計第367号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費要領」という。）に基づき設計変更により計上するものとし、受注者は、滞在又は滞在と通勤が混在する場合、設計変更時点までに、宿泊実績報告書（様式1）、実際に支払った証拠書類（領収書等）及び通勤実績報告書（様式2）を監督職員に提出するものとする。
なお、宿泊実績報告書、証拠書類及び通勤実績報告書の提出時期については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

【記載例】

宿泊実績報告書

業務名：

氏名	滞在期間	従事業務	宿泊日数 (日)	宿泊単価 (円)	宿泊費計 (円)	備考
〇〇 〇〇	R8. 2. 1～2. 7	測量業務	6	9,000	54,000	朝食6回 夕食0回
□□ □□	R8. 2. 1～2. 7	測量業務	6	9,000	54,000	朝食6回 夕食0回
△△ △△	R8. 2. 1～2. 7	測量業務	6	9,000	54,000	朝食6回 夕食0回
〇〇 〇〇	R8. 2. 20～2. 22	設計業務	2	8,000	16,000	朝食0回 夕食0回
□□ □□	R8. 2. 20～2. 22	設計業務	2	8,000	16,000	朝食0回 夕食0回
〇〇 〇〇	R8. 3. 17～3. 18	設計業務 (打合せ)	1	10,000	10,000	朝食1回 夕食1回
□□ □□	R8. 3. 17～3. 18	設計業務 (打合せ)	1	10,000	10,000	朝食1回 夕食1回
合計			24		214,000	

- (注) 1 氏名は、業務計画書に記載した技術者(再委託先を含む)であること。
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。
 3 備考は、宿泊施設において提供される朝・夕食を食べた回数を記載する。

【記載例】

通勤実績報告書

業務名：

通勤による業務日	従事業務	備考
R8. 2. 9	測量業務	
R8. 2. 13	測量業務	
R8. 2. 24	設計業務	
R8. 3. 10	設計業務(打合せ)	

- (注) 1 通勤による業務日は、業務日ごとに記載する。
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。

令和8年度国有林林道等交通安全管理業務（石川外林道施設点検）内訳書

業務内容	数量	単位	備考
林道施設点検業務	1	式	
施設点検	132	路線	対象路線
報告書作成	8	部	C D等の記憶媒体を含む 該当7署分の各1部、局分の1部
計			

別紙

対象路線・延長

署署名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
石川森林管理署	自動車道	10	大目附(大杉谷)林道	2,000		2.0km地点通行不能箇所まで
石川森林管理署	自動車道	20	山伏山(三ツ谷)林道	3,138		
石川森林管理署	自動車道	21	三ツ谷林道東俣支線	436		
石川森林管理署	自動車道	40	垂氷林道	2,100		2.1km地点通行不能箇所まで
小計			4路線	7,674	0	
三重森林管理署	自動車道	200	焼尾林道	988		
三重森林管理署	自動車道	210	入丸林道	988		0.6km地点路肩決壊箇所所有
三重森林管理署	自動車道	220	青岳林道	400		0.4km地点路肩決壊箇所まで
三重森林管理署	軽車道	230	松林坊林道	1,340		0.6km地点路面洗掘箇所所有
三重森林管理署	自動車道	240	小清水林道	375		
三重森林管理署	軽車道	250	祠林道	570		0.5km地点路体流出箇所所有
三重森林管理署	自動車道	270	法花林道	1,800		1.8km地点路肩決壊箇所まで
三重森林管理署	軽車道	271	法花林道	1,331		
小計			8路線	7,792	0	
兵庫森林管理署	自動車道	10	母子林道	984		
兵庫森林管理署	軽車道	30	第二高城山林道	700		
兵庫森林管理署	自動車道	40	太平山林道	1,833	2	
兵庫森林管理署	軽車道	50	松尾林道	653		
兵庫森林管理署	自動車道	51	松尾山林道	1,047	1	
兵庫森林管理署	軽車道	60	高仙寺林道	800		2.0.8km地点路肩決壊箇所まで
兵庫森林管理署	自動車道	70	住山林道	830	2	0.5km地点までは車両通行可能
兵庫森林管理署	自動車道	90	篠ヶ峯林道	3,471	1	3.3km地点までは車両通行可能
兵庫森林管理署	自動車道	100	東奥谷林道	4,252		3.1km地点までは車両通行可能
兵庫森林管理署	自動車道	120	由良林道	3,022		2.0km地点までは車両通行可能
兵庫森林管理署	自動車道	130	柏原林道	1,500		
小計			11路線	19,092	10	
和歌山森林管理署	自動車道	321	奥の院林道支線	500		0.5km地点路肩崩壊箇所まで
和歌山森林管理署	自動車道	330	高野10林班線	673		
和歌山森林管理署	自動車道	340	鳴戸谷林道	827		
和歌山森林管理署	自動車道	350	別所谷林道	875	5	
和歌山森林管理署	自動車道	360	御殿川林道	2,181	4	1.5km地点までは車両通行可能
和歌山森林管理署	自動車道	370	大滝辻林道	516	1	
和歌山森林管理署	自動車道	380	高野35林班線(林業専用道を含む)	2,052	1	0.9km地点までは車両通行可能
和歌山森林管理署	自動車道	390	内子谷林道	814		
和歌山森林管理署	自動車道	400	高野42林班線	807		0.7km地点までは車両通行可能
和歌山森林管理署	自動車道	410	高野24林班線	569		
和歌山森林管理署	自動車道	411	高野山林業専用道225林班線	700		0.7km地点崩土発生箇所まで
和歌山森林管理署	自動車道	420	極楽・矢立線	880		0.7km地点までは車両通行可能
和歌山森林管理署	自動車道	430	高野森脇林道(森脇林道)	5,841		
和歌山森林管理署	自動車道	431	森脇林道支線	1,015		
和歌山森林管理署	軽車道	440	西山田奥林道	1,190		
和歌山森林管理署	軽車道	450	地蔵山林道	655		
和歌山森林管理署	自動車道	460	高野17林班線	460		0.3km地点までは車両通行可能
和歌山森林管理署	軽車道	570	東鳥取林道	340	4	
小計			18路線	20,895	15	
鳥取森林管理署	自動車道	200	坂の谷林道	1,120	1	
鳥取森林管理署	自動車道	830	坂の谷林道(林業専用道を含む)	12,162	1	
鳥取森林管理署	自動車道	610	水谷林道	1,728	3	
鳥取森林管理署	自動車道	630	扇山林道	2,024		
鳥取森林管理署	自動車道	640	山王谷(山王谷第二)林道	4,200	2	4.2km地点通行不能箇所まで
鳥取森林管理署	自動車道	650	山王谷(川奥)林道	3,200	2	3.2km地点通行不能箇所まで
鳥取森林管理署	自動車道	660	南平林道	700	1	0.7km地点通行不能箇所まで
鳥取森林管理署	自動車道	670	鈴ヶ平林道	2,600		2.6km地点通行不能箇所まで
鳥取森林管理署	自動車道	680	西ヶ谷林道	1,101	4	
鳥取森林管理署	自動車道	691	宇波山林道77林班線	1,695	4	1.3km地点までは車両通行可能
鳥取森林管理署	自動車道	700	中田林道	227	1	
鳥取森林管理署	自動車道	710	穂見林道	2,596	3	
鳥取森林管理署	自動車道	720	櫛波林道	3,291	1	3.0km地点までは車両通行可能
鳥取森林管理署	自動車道	721	櫛波林道櫛波支線	520		0.3km地点までは車両通行可能
鳥取森林管理署	自動車道	730	青木林道	3,056	8	
鳥取森林管理署	自動車道	740	沖の山林道(林業専用道を含む)	2,500		2.5km地点通行不能箇所まで
鳥取森林管理署	自動車道	741	沖の山林道沖の山支線	2,102		
鳥取森林管理署	自動車道	742	沖の山林道大川線	1,800		1.8km地点通行不能箇所まで
鳥取森林管理署	自動車道	750	糸白見(鳴滝山)林道	3,015	4	
鳥取森林管理署	自動車道	761	鳴滝山林道後藤谷支線	2,009		
鳥取森林管理署	自動車道	770	東谷林道	535		
鳥取森林管理署	自動車道	780	那岐山林道	1,170		0.7km地点までは車両通行可能
鳥取森林管理署	自動車道	790	糸白見(糸白見)林道	7,000	3	7.0km地点通行不能箇所まで
鳥取森林管理署	自動車道	800	ハサリ林道	3,308	4	3.2km地点までは車両通行可能
鳥取森林管理署	自動車道	810	宮の谷林道	1,000		1.0km地点通行不能箇所まで
鳥取森林管理署	自動車道	880	東因幡(扇の仙)林道	3,865	5	3.7km地点までは車両通行可能
鳥取森林管理署	自動車道	890	鍋割林道	3,644		
鳥取森林管理署	自動車道	891	鍋割林道鍋割支線	3,268		
鳥取森林管理署	自動車道	900	蛇谷林道	2,797		
小計			28路線	78,233	47	

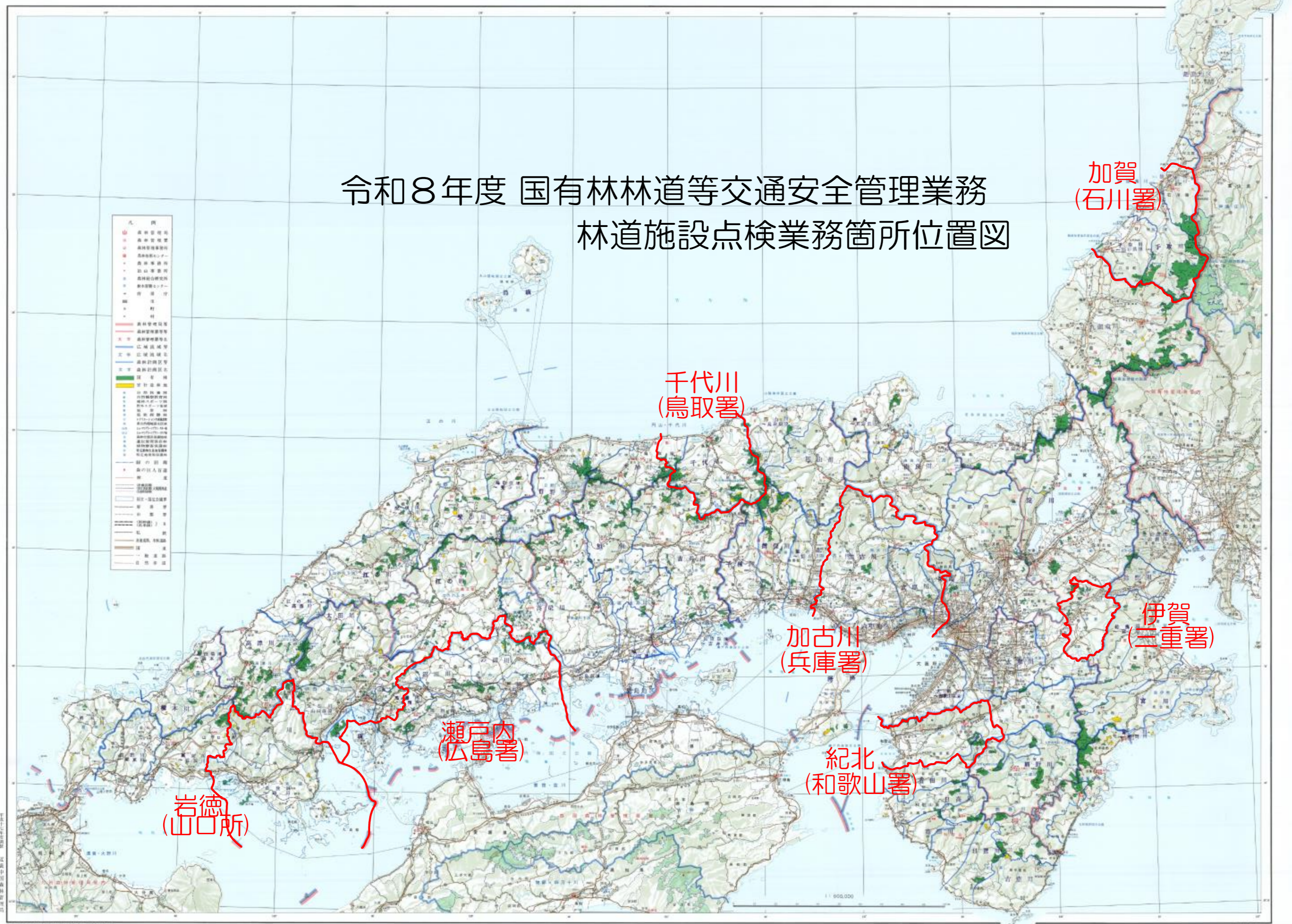
別紙

対象路線・延長

署名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
広島森林管理署	自動車道	10	第三仏通寺山林道	2,045	1	
広島森林管理署	自動車道	20	裨島山林道1010林班線	2,017	1	1.8km地点までは車両通行可能
広島森林管理署	自動車道	30	馬の背林道	6,525	5	
広島森林管理署	自動車道	40	第二仏通寺山林道	4,051		
広島森林管理署	自動車道	50	有松山林道	980		
広島森林管理署	自動車道	70	西山林道	350		0.3km地点山腹崩壊箇所所有
広島森林管理署	自動車道	80	深山林道	1,095		
広島森林管理署	自動車道	110	第二姥ヶ原山林道	1,660		
広島森林管理署	自動車道	111	第二姥ヶ原山林道支線	500		0.5km地点通行不能箇所まで
広島森林管理署	自動車道	120	北方林道	800		
広島森林管理署	自動車道	130	用倉山林道	2,040		
広島森林管理署	自動車道	150	鷹の巣山林道	822		
広島森林管理署	自動車道	151	鷹の巣山林道2林班線	877		
広島森林管理署	自動車道	170	花茎山林道	700		
広島森林管理署	自動車道	180	第二花茎山林道	3,535		
広島森林管理署	自動車道	190	田の口山林道	357		
広島森林管理署	自動車道	200	小田山林道	2,000	1	2.0km地点通行不能箇所まで
広島森林管理署	自動車道	210	土山大谷林道	2,400	1	起点～沿山工事箇所の1.5kmおよび 終点～路体流出箇所の0.9km
広島森林管理署	自動車道	220	野路山林道	6,634	6	
広島森林管理署	自動車道	221	野路山林道40林班線	700	1	0.7km地点路面洗堀箇所まで
広島森林管理署	自動車道	222	野路山林道立小路線	3,796		3.7km地点までは車両通行可能
広島森林管理署	自動車道	223	野路山林道下立小路線	1,200		1.2km地点通行不能箇所まで
広島森林管理署	自動車道	224	野路山林業専用道	2,680		2.4km地点までは車両通行可能
広島森林管理署	自動車道	240	野路山中腹林道	2,418	1	2.0km地点までは車両通行可能
広島森林管理署	自動車道	260	大積山林道	4,674		
広島森林管理署	自動車道	261	大積山林業専用道	2,208		1.5km地点までは車両通行可能
広島森林管理署	自動車道	270	包岩林道	1,300		1.3km地点通行不能箇所まで
広島森林管理署	自動車道	280	清六山林道	754		
広島森林管理署	自動車道	291	唐松山林道唐松山支線	1,180	1	0.7km地点までは車両通行可能
広島森林管理署	自動車道	300	猿ヶ馬場林道	500		
広島森林管理署	自動車道	330	川井谷林道	451		
広島森林管理署	自動車道	331	川井谷林道川井谷支線	993		
広島森林管理署	自動車道	340	細窪谷林道	1,250		
広島森林管理署	自動車道	350	第二細窪谷林道	707		
広島森林管理署	自動車道	360	赤奴田林道	776		
広島森林管理署	自動車道	370	神子原林道	3,495		
広島森林管理署	自動車道	371	神子原林道神子原支線	1,784		
広島森林管理署	自動車道	372	赤滝山林業専用道	2,134		
広島森林管理署	自動車道	380	笛木山林道	2,119		1.3km地点までは車両通行可能
広島森林管理署	自動車道	390	第二笛木山林道	1,790		1.1km地点までは車両通行可能
広島森林管理署	自動車道	400	第二甲山林道	1,100		0.5km地点までは車両通行可能
広島森林管理署	自動車道	410	第三馬乗山林道	2,300		
広島森林管理署	自動車道	420	馬乗山林道	800		0.4km地点までは車両通行可能
広島森林管理署	自動車道	430	櫛ヶ端山林道	400		
広島森林管理署	自動車道	440	第二櫛ヶ端山林道	1,921		
広島森林管理署	自動車道	450	川東山林道	610		
広島森林管理署	自動車道	460	黒木線林道	2,000		
広島森林管理署	自動車道	470	島串線林道	1,300		
広島森林管理署	自動車道	480	串の丸林道	573		
広島森林管理署	自動車道	490	久賀山林道	2,009		
広島森林管理署	自動車道	500	第三光林寺林道	1,760		0.7km地点までは車両通行可能
広島森林管理署	自動車道	530	中山林道	280		
広島森林管理署	自動車道	540	木頃山林道	1,475		
広島森林管理署	自動車道	541	木頃山林道木頃山支線	1,204		0.6km地点までは車両通行可能
広島森林管理署	自動車道	550	新中山林道	350		
広島森林管理署	自動車道	561	空山林道空山支線	1,075		
広島森林管理署	自動車道	562	空山林道空山分線	254		
広島森林管理署	自動車道	570	篠原林道	3,210		
広島森林管理署	自動車道	590	野路山林道野路山支線	112		
小計			59路線	99,030	18	
山口森林管理事務所	自動車道	10	寂地林道	5,481	2	
山口森林管理事務所	自動車道	20	高鉢山林道	2,938		2.8km地点までは車両通行可能
山口森林管理事務所	自動車道	30	右谷山林道	3,372		
山口森林管理事務所	自動車道	40	容谷山林道	822	2	
小計			4路線	12,613	4	
国有林林道 計			132路線	245,329	94	

近畿中国森林管理局管内図

令和8年度 国有林林道等交通安全管理業務 林道施設点検業務箇所位置図



(様式1)

業務計画書

業務名：令和8年度国有林林道等交通安全管理業務（石川外林道施設点検）

1 業務対象林道等

施設点検 路線数 132 路線・延長 245,329m

2 事業内容

事業実施方針及び実施項目等

別紙「国有林林道等交通安全管理業務（林道施設点検）仕様書及び特記仕様書」並びに「令和8年度国有林林道等交通安全管理業務（石川外林道施設点検）内訳書」に基づき実施。

3 事業実施期間

自 令和 年 月 日

至 令和9年3月12日

(様式2)

業務実施結果報告書

令和 年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

住所

氏名

業務名：令和8年度国有林林道等交通安全管理業務（石川外林道施設点検）

上記業務に係る貴署管内の業務について、下記のとおり実施したので報告します。

記

- 1 実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 2 実施内容 別添資料のとおり

※その他必要事項及び特記事項について記載のこと。

※① 実施結果は林道担当者（担当総括もしくは土木担当者）が行う。

※② 実施結果確認は各署に実施結果報告を行った際に行うこと。

※③ 署への提出は1部とし、確認を受けた表紙のみの写しを局報告書に添付すること。

(様式3)

業務完了報告書

業務名：令和8年度国有林林道等交通安全管理業務（石川外林道施設点検）

令和 年 月 日付け契約の上記業務について、令和 年 月 日に完了したので関係書類を添えて報告します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

住所

氏名

(様式4)

業務中止（廃止）申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

住所

氏名

業務名：令和8年度国有林林道等交通安全管理業務（石川外林道施設点検）

令和 年 月 日付け契約の上記業務について、下記により中止したいので、契約書第15条第1項の規定により申請します。

記

1 業務中止の理由

2 中止しようとする以前の事業実施状況

- (1) 事業について
- (2) 経費について
- (3) 経費支出状況

3 中止後の措置

- (1) 事業について
- (2) 経費について
- (3) 経費支出予定明細

(様式5)

業務計画変更承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

住所

氏名

業務名：令和8年度国有林林道等交通安全管理業務（石川外林道施設点検）

令和 年 月 日付け契約の上記業務について、下記により変更したいので、契約書第21条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する業務計画又は業務内容
- 3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定める場合を除き、業務計画の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

(様式6)

部分払請求書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

住所

氏名

業務名：令和8年度国有林林道等交通安全管理業務（石川外林道施設点検）

令和 年 月 日付け契約の上記業務について、
金 円也を部分払により支払いされたく請求します。

(様式8)

橋 梁 点 検 調 査 表

森林管理署名		箇所番号		林道名		位置(調査地点)		設置年度		全体を通しての点検結果 (補修等の必要性の有無) 有・無	
橋梁名		橋梁延長	m	橋梁種類		調査月日 調査者	年 月 日	氏名:			
調査項目	異常の有無	異常の現状								所見	
上部構造	舗装	有・無	亀裂	ポットホール	段差	わだち	コルゲーション	その他 ()			
	床版	有・無	亀裂	剥離	剥離・板落	エフロレッセンス(白華)	豆板・空洞	鉄筋露出腐食	木材腐食	その他 ()	
	H鋼桁	有・無	亀裂	変形	ボルト結合部異常	塗装剥離	錆・腐食	その他 ()			
	コンクリート桁	有・無	亀裂	剥離	エフロレッセンス(白華)	豆板・空洞	鉄筋露出腐食	その他 ()			
	木製桁	有・無	亀裂	変形	木材腐食	ワイヤーロープ	その他 ()				
	伸縮装置	有・無	遊間異常:本体桁部分(開き幅)	エラスト付本体桁部分(凸外)	遊間異常:目地(開き幅)	エラスト付目地(凸外)	その他 ()				
	支承	有・無	変形(本体)	変形(沓座)	ボルト異常(本体)	ボルト異常(沓座)	その他 ()				
	排水施設	有・無	桁:損傷	桁:詰まり	管:損傷	管:詰まり	その他 ()				
	防護柵(欄干)	有・無	損傷	一部欠落	錆・腐食	その他 ()					
	落橋防止	有・無	変形	損傷	その他 ()						
下部構造	胸壁	有・無	亀裂	破損	レイタンス	豆板・空洞	鉄筋露出腐食	その他 ()			
	橋座	有・無	亀裂	破損	その他 ()						
	橋台(本体)	有・無	亀裂	破損	ずれ(移動)	傾き	その他 ()				
	橋台(フーチング)	有・無	亀裂	破損	洗堀	その他 ()					

国有林林道等交通安全管理業務(林道施設点検)の概要について

林道の路体、切取りのり面、横断溝、橋梁等の施設の点検や交通安全施設(カーブミラー)の点検及び危険な箇所の把握を行います。



点検結果を各署に報告し、林道施設の修繕事業に反映させます。

報告書類例1

(様式7)

林道等調査点検表

森林管理署名	〇〇署		調査年月日	令和〇年〇月〇、〇～〇日
林道名	〇〇林道	延長(うち併用)	8.2km	
接続道路	国道 県道 〇市町村道	林道～国道 県道 市町村道	林道	
通行管理の状況	〇門扉 チェーン ロープ 開放			
施設の有無	〇有り 無し	通行規制表示(看板等)の有無	〇有り 無し	
林道の現況(異常箇所の位置及び状況)				
位置(km)	点検項目	施設の状況 又は点検・診断の時期	対策内容、実施時期及び 概算の対策費用	
起点	(一般点検)	幅員3.6m 市道から接続		
起点	標識類	林道案内標識、起点標識、林道名標識有 民・6林班界標識、速度規制標識有		
起点	法面・擁壁	コンクリート 勾配0.3		
起点～0.1	法面・擁壁	コンクリート 下部洗掘 幅員3.6m (同上擁壁が連続)	要経過観察	写真P.3～5
0.1	法面・山留擁壁	練石積 勾配0.25		
0.1	法面・擁壁	練石積		
0.1～0.2	法面・山留擁壁	練石積		
0.1～0.2	法面・擁壁 標識類	練石積 下部崩落 幅員5.0m 延長7.0m	要経過観察	写真P.7～10
0.1～0.2	法面・山留擁壁	練石積		
0.1～0.2	法面・擁壁	コンクリート 勾配0.28		
0.2	法面・山留擁壁	練石積		
0.2～0.3	法面・山留擁壁	練石積		
0.2～0.3	法面・山留擁壁	練石積		
0.3	法面・擁壁	練石積 暗渠吐口有		
0.3～0.4	法面・山留擁壁	練石積		
0.3～0.4	法面・擁壁	練石積 暗渠吐口有		
0.3～0.4	法面・擁壁 標識類	練石積 亀裂 幅員4.0m 延長16m 鉄板敷設有	要経過観察	写真P.14～17
0.4	法面・擁壁	練石積		
0.4～0.5	法面・擁壁	練石積		
0.4～0.5	法面・山留擁壁	練石積		
0.4～0.5	法面・山留擁壁	練石積		
0.4～0.5	法面・擁壁	練石積		

林道の現況(異常箇所の位置及び状況)			
位置(km)	点検項目	施設の状況 又は点検・診断の時期	対策内容、実施時期及び 概算の対策費用
7.4～7.5	法面・擁壁	練石積	
7.4～7.5	法面・擁壁	練石積 暗渠吐口有	
7.5	(一般点検)	異常なし 幅員3.6m	
7.6	(一般点検)	異常なし 幅員3.2m	
7.6～7.7	法面・擁壁	練石積	
7.7	法面等	落石 有効幅員2.2m	要落石取り除き 写真P.135
7.7～7.8	法面・擁壁	練石積	
7.7～7.8	法面・擁壁	練石積	
7.7～7.8	法面・山留擁壁	練石積	
7.7～7.8	法面等	落石 有効幅員2.2m	要落石取り除き 写真P.137
7.8	法面・擁壁	練石積	
7.8～7.9	路肩 法面等	路肩崩落 有効幅員2.5m 延長2.0m 土石崩落有 全車両通行不可	要改良 写真P.138～141 要土石取り除き
7.8～7.9	法面等	路面全体に落石 幅員3.2m 全車両通行不可	要落石取り除き 写真P.141～142
7.9	法面・山留擁壁	空石積	
8.0	(一般点検) 法面等	落石有 幅員3.6m	要落石取り除き 写真P.143～144
8.0～8.1	法面・山留擁壁	練石積	
8.0～8.1	法面等	路面全体に落石 幅員3.2m 全車両通行不可	要落石取り除き 写真P.145
8.0～8.1	法面等	路面全体に落石 幅員3.2m 全車両通行不可	要落石取り除き 写真P.146
8.0～8.1	法面・擁壁	練石積 勾配0.25	
8.1	法面・擁壁	練石積	
8.0～8.1	法面・擁壁	練石積	
8.2	法面・擁壁	練石積	
8.2～8.3 (終点)	(一般点検)	異常なし 幅員3.6m	

○ 林道交通安全に関する所見
路肩よう壁等箇所の下部崩落が2箇所、路肩決壊箇所が1箇所あるため、注意標識等の設置、計画的な改良工事が必要。
落石発生箇所が多数あるため、落石取り除き、落石対策及び注意標識等の設置が必要。

(記載要領)

- 点検項目は、路体、路側、法面、排水施設、トンネル、防護施設、安全施設、標識類、その他の状況

報告書類例2

(様式8)

橋梁点検調査表

森林管理署名	〇〇署	箇所番号	〇〇	林道名	〇〇林道	位置 (調査地点)	〇〇	設置年度	SOO	全体を通しての点検結果 (補修等の必要性の有無) 有・無	
橋梁名	〇〇橋	橋梁延長	10.0m	橋梁種類	コンクリート床板	調査月日 調査者	年 月 日	氏名:			
調査項目	異常の有無	異常の現状								所見	
上部構造	舗装	〇有・無	亀裂 ✓	ポットホール ✓	段差 ✓	わだち ✓	コルゲーション ✓	その他			補修の必要有り
	床版	〇有・無	亀裂 ✓	剥離 ✓	剥離・板落 ✓	エフロッセンス ✓	豆板・空洞 ✓	鉄筋露出・腐蝕 ✓	木材腐食	その他	補修の必要有り
	H鋼桁	有・無	亀裂	変形	ボルト結合部	塗装剥離	錆・腐蝕	その他			
	コンクリート桁	有・無	亀裂	剥離	エフロッセンス	豆板・空洞	鉄筋露出・腐蝕	その他			
	木製桁	有・無	亀裂	変形	木材腐食	ワイヤーロープ	その他				
	伸縮装置	〇有・無	遊間移動・本体桁部分(開き幅) ✓	エラストイト本体桁部分(凸外) ✓	遊間移動:目地(開き幅) ✓	エラストイト目地(凸外)	その他				補修の必要有り
	支承	有・無〇	変形(本体)	変形(沓座)	ボルト異常(本体)	ボルト異常(沓座)	その他				
	排水施設	〇有・無	桁:損傷	桁:詰まり	管:損傷	桁:詰まり	その他				
	防護柵(欄干)	〇有・無	損傷	一部欠損	錆・腐蝕	その他					支障なし
	落橋防止	有・無	変形(本体)	損傷	その他	その他					
下部構造	胸壁	有・無〇	亀裂	破損	レイタンス	豆板・空洞	鉄筋露出・腐蝕	その他			
	橋座	有・無〇	亀裂	破損	その他						
	橋台(本体)	〇有・無	亀裂 ✓	破損 ✓	ずれ(移動) ✓	傾き ✓	その他				補修の必要有り
	橋台(フーチング)	〇有・無	亀裂	破損	洗掘 ✓	その他					

報告書類例3

(様式9)

溝きよ類点検調査表

調査年月日		令和〇年〇月〇、〇～〇日											
森林管理署名等		〇〇署											
箇所番号	林道名	位置(km) <起点～>	溝きよ 種別	閉塞 の有無	損傷 の有無	所見	箇所 番号	林道名	位置 <起点～>	溝きよ 種別	閉塞 の有無	損傷 の有無	所見
1	〇〇林道	0.3	C. G. P	有・無〇	有・無〇						有・無	有・無	
2	〇〇林道	0.3～0.4	床板 カルハート	有・無〇	有・無〇						有・無	有・無	
3	〇〇林道	0.5～0.6	H. P	〇有・無	有・無〇	谷口土石で埋没・要土 石取り除き 写真P20- 21					有・無	有・無	
4	〇〇林道	0.8	H. P	有・無〇	有・無〇						有・無	有・無	
5	〇〇林道	1.0～1.1	床板 カルハート	有・無〇	〇有・無	鉄筋露出・腐食・要経過 観察 写真P28-32					有・無	有・無	
6	〇〇林道	1.2～1.3	H. P	有・無〇	有・無〇						有・無	有・無	
7	〇〇林道	1.7～1.8	床板 カルハート	有・無〇	有・無〇						有・無	有・無	
8	〇〇林道	1.8～1.9	H. P	有・無〇	有・無〇						有・無	有・無	
9	〇〇林道	2.6～2.7	C. G. P	有・無〇	有・無〇						有・無	有・無	
10	〇〇林道	2.8	H. P	有・無〇	有・無〇						有・無	有・無	
11	〇〇林道	3.1～3.2	C. G. P	有・無〇	有・無〇						有・無	有・無	
12	〇〇林道	3.8	C. G. P	有・無〇	有・無〇						有・無	有・無	
13	〇〇林道	4.2～4.3	C. G. P	有・無〇	有・無〇						有・無	有・無	
14	〇〇林道	4.6～4.7	C. G. P	有・無〇	有・無〇						有・無	有・無	

参考写真

路肩決壊



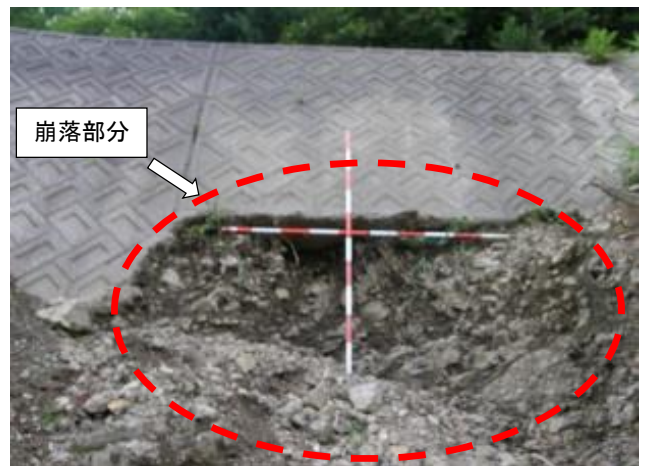
横断溝の点検



路側構造物



法面崩落



橋梁の点検



溝渠の点検



(暗渠外観写)

(内観写真)